

国際卓越研究大学の認定等に関する 有識者会議による審査の結果等について

**1. 国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議
による審査結果について**

2. 国際卓越研究大学法施行規則の改正及び基本
方針の改訂について

多様で厚みのある研究大学群の形成に向けた支援の在り方について

国際卓越研究大学が、世界最高水準の研究大学へと成長し、日本全体の研究力向上を牽引していくためには、大学ファンドによる支援を通じて大学の機能拡張を加速することが重要。同時に、多様で厚みのある研究大学群の形成に向けては、地域の中核・特色ある研究大学等への支援を一体的に進めていくことが必要。

日本全体の研究力発展を牽引する研究システムを構築



大学の研究基盤の強化

- **共同利用・共同研究機能の強化**や分野・組織に応じた研究基盤の共用を推進(例：共同利用・共同研究システム形成事業学際領域展開ハブ形成プログラム)
- 研究・産学連携等を目的とした**拠点形成やインフラの強化**(例：世界トップレベル研究拠点プログラム、共創の場形成支援プログラム、スタートアップ・エコシステム共創プログラム、施設整備の新增改築)
- 基盤的経費や競争的研究費（人材育成、基礎研究振興、産学連携促進）による支援を通じた全国の国公立大学の**研究力の向上**

高等教育全体の活性化・質の向上

- 大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、国公立の設置形態を超えた競争的環境の下、**大学の優れた取組を重点的に支援**
(例：卓越大学院プログラム、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業、大学・高専機能強化支援事業)

大学ファンドからの博士課程学生支援

- 優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援(生活費相当額及び研究費)及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援

国際卓越研究大学の 将来像 (イメージ)

大学ファンドによる支援を通じて、
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の公募・選定について

1. 公募・選定のポイント

判断

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への**意思(ビジョン)**と**コミットメントの提示**に基づき実施。

大学数

制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。
また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

要件

制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

2. 実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

3. 自律と責任のあるガバナンス体制

審査体制

総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制（アドバイザリーボード）を構築。

段階的 審査

審査においては、**研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**（書面や面接による審査だけでなく、**現地視察、体制強化計画の磨き上げなど多様な手段により審査を実施**）。



2. 公募・選定のスケジュール

令和5年4月～ アドバイザリーボード 書面審査、総括審議、面接審査（全10大学）、現地視察（3大学）、面接審査、総括審議

9月 認定対象候補の大学（東北大学）を公表

～ 合議制の機関の設置等、ガバナンス変更準備、計画の更なる磨き上げ～

12月 国立大学法人法改正

令和6年2月～ アドバイザリーボード 審査（東北大学の計画の磨き上げの状況確認）

6月 アドバイザリーボードによる東北大学の審査終了、初回公募のまとめ公表

10月～ 改正国立大学法人法施行（合議制の機関の設置が可能に）

国際卓越研究大学の認定・体制強化計画の認可について、

CSTI及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣として判断（予定）

令和6年度中 助成開始（予定）

※第2期公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、令和6年度中に開始予定 4



国際卓越研究大学の認定・研究等体制強化計画の認可の審査体制

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

有識者議員のうち、数名が参加

文部科学省 科学技術・学術審議会

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

大学研究力強化委員会の委員等のうち、数名が参加

国際卓越研究大学 アドバイザリーボード



審査事務局（文部科学省）

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

②実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

③自律と責任のあるガバナンス体制

国内外のレビュアー



内閣府

連携

情報提供

NISTEP

（参考）国際卓越研究大学法に基づく基本方針（抜粋）

3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

アドバイザーボードの構成員について

＜令和6年6月＞



内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員
一般社団法人産業競争力懇談会 エグゼクティブアドバイザー

Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation
Executive Adviser, Council on Competitiveness-Nippon

梶原 ゆみ子/Kajiwar Yumiko



フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長 グループCEO
CEO, Future Co.

金丸 恭文/Kanemaru Yasufumi



大学共同利用機関 自然科学研究機構 機構長
国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長

President, National Institutes of Natural Sciences
Director, Center for Research and Development Strategy

川合 真紀/Kawai Maki



カリフォルニア工科大学 フレッド・カプリ冠教授、ウォルター・バーク理論物理学研究所 所長
東京大学 特別教授、アспен物理学センター 理事長

Fred Kavli Professor & Director of the Walter Burke Institute for
Theoretical Physics, California Institute of Technology
University Professor, The University of Tokyo
Chair of the Board of Trustees, Aspen Center for Physics

大栗 博司/Ooguri Hiroshi



日本電信電話株式会社(NTT) 相談役
(一社)日本経済団体連合会・デジタルエコノミ推進委員会委員長
内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員

Executive Advisor, Nippon Telegraph and Telephone Corporation (NTT)
Chair of the Committee on Digital Economy, the Japan Business Federation
(Keidanren)

Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation

篠原 弘道/Shinohara Hiromichi



東京大学大学院理学系研究科・化学専攻・教授
内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員
日本学術会議会員、ミラバイオロジクス株式会社取締役

Professor, The Department of Chemistry, Graduate School of Science,
The University of Tokyo
Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation
Council Member, Science Council of Japan,
Director, MiraBiologics Inc.

菅 裕明/Suga Hiroaki



シンガポール科学技術研究庁長官 等
前シンガポール国立大学 学長

Permanent Secretary (National Research and Development), Prime Minister's
Office / Permanent Secretary (Public Sector Science and Technology Policy
and Plans Office), Prime Minister's Office / Chairman, Agency for Science,
Technology and Research / Chairman, MOH Office for Healthcare
Transformation / Former President of the National University of Singapore

タン・チョー・チュアン/Tan Chorh Chuan



内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員

Chief Executive Member (CMC),
Council for Science, Technology and Innovation

上山 隆大/Ueyama Takahiro



ウィルトン・ストラテジー社CEO

元UCバークレー 副学長、元シンガポール国立大学 副学長

CEO, Wilton Strategy Inc.

Former Vice President of the University of California, Berkeley

Former Vice President of the National University of Singapore

ジョン・ウィルトン/John Wilton



福島国際研究教育機構 理事長

金沢大学 前学長

President, Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
Former President of the Kanazawa University

山崎 光悦/Yamazaki Koetsu

東北大学 体制強化計画（案）の概要

Vision（大学像と意思）

「研究第一」「門戸開放」「実学尊重」の建学の理念を礎として、知、人材、社会価値を創出する世界に開かれた創造のプラットフォームとなり、持続可能な未来の実現に向けて行動する。

I. Impact ～ 学術的・社会的インパクト

広く波及する卓越した研究成果とそれに基づく社会価値を創出し、地球規模課題の解決とレジリエントな社会の実現に貢献する。

II Talent ～ 人材

多彩な才能を世界から集め、経験・思考・文化などの多様性を力として協働し、未来の新たな可能性を拓く。

III. Change ～ 変革と挑戦

変革と挑戦を価値としてシステムを革新し、構成員、パートナー、社会とともに持続的に成長する。

Commitments（公約）

I. Commitment for Impact 未来を変革する社会価値の創造

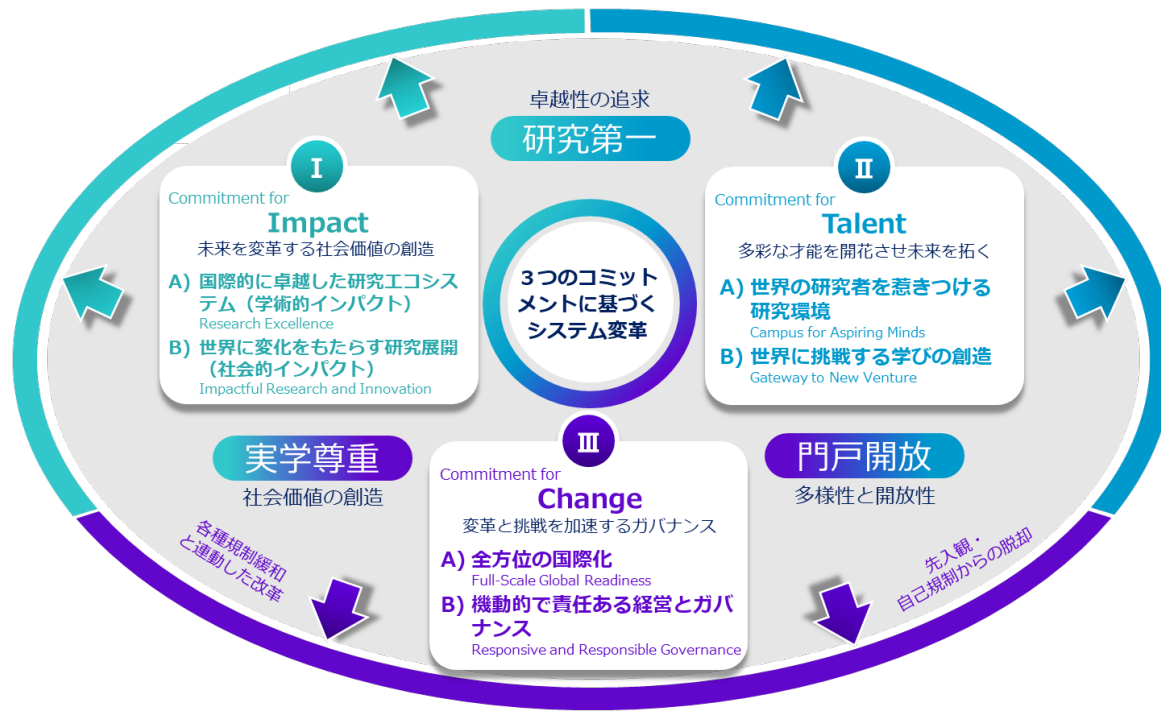
「研究第一」「実学尊重」の建学理念、さらには東日本大震災での課題解決の経験に立脚し、研究の卓越性を妥協なく追求することを通して社会価値を創造する。

II. Commitment for Talent 多彩な才能を開花させ未来を拓く

既成概念を打ち破り、日本で初めて女子学生を受け入れた「門戸開放」の精神を踏襲し、世界から多彩な才能を惹きつけ、その力を開花させ、人類の未来に貢献する。

III. Commitment for Change 変革と挑戦を加速するガバナンス

目標達成に向け変化を恐れず大胆に挑戦する決意をもって、経営およびガバナンスの高度化を図るとともに、将来を見据えて不断に見直し、継続的に改革する。



○3つのCommitments(公約)、6つのGoals(目標)、19のStrategies(戦略)からなる体制強化計画を遂行。

○6つの目標ごとにKPIを設定し、19の戦略の実施状況をモニタリング。全体で50を超えるKPIを用いた多面的評価を通して達成状況を管理。



Goals (目標) と重点成果指標 (重点KPI)

東北大学体制強化計画 (案)
より抜粋

目標 I-A Research Excellence 国際的に卓越した研究エコシステム (学術的インパクト)

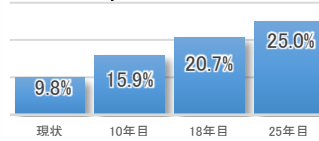
論文数



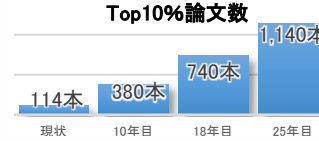
Top10%論文数



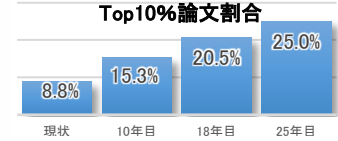
Top10%論文割合



若手研究者
Top10%論文数



若手研究者
Top10%論文割合

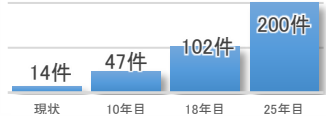


目標 I-B Impactful Research and Innovation 世界に変化をもたらす研究展開 (社会的インパクト)

民間企業等からの研究資金等
受入額



産学共創拠点設置件数



大学発スタートアップ数



知的財産権等収入

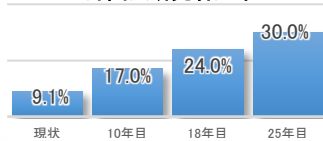


産学共著論文数

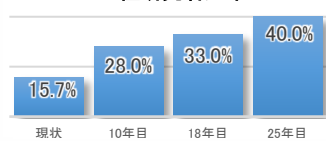


目標 II-A Campus for Aspiring Minds 世界の研究者を惹きつける研究環境

外国人研究者比率



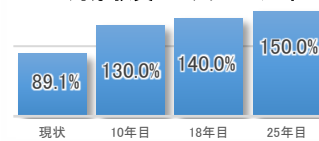
女性研究者比率



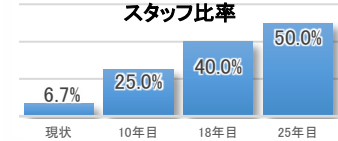
PI研究ユニット数



PI対象教員とスタッフの比率

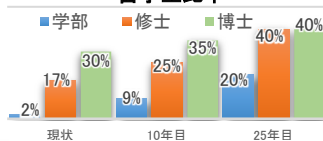


国際対応力のある
スタッフ比率

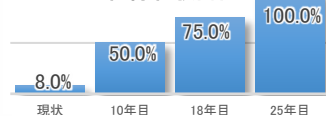


目標 II-B Gateway to New Venture 世界に挑戦する学びの創造

留学生比率



博士課程学生の修了時までの
国際経験割合



博士課程学生への平均経済支援額



博士課程学生数



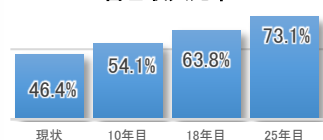
博士号取得者数



目標 III-A Full-Scale Global Readiness 全方位の国際化 (他目標の重点KPIと重複するため再掲せず)

目標 III-B Responsive and Responsible Governance 機動的で責任ある経営とガバナンス

自己収入比率



事業規模(大学病院分除く)



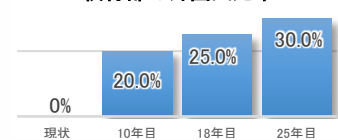
独自基金造成状況



法人戦略財源の規模



執行部の外国人比率



東北大学における主な対応について

留保条件	第1次案の主な戦略	主な対応の概要
①人文・社会科学系も含めた全学の研究力向上の道筋	● 独自の三階層研究力強化パッケージ（トップレベル研究強化・分野融合研究強化・基盤的研究強化）	✓ 分野別の丁寧な分析に基づく戦略的分野や、各分野における人事戦略例の策定。 ✓ 人文社会科学を中心とした「総合知」に基づく新たな価値創造戦略や、人文社会科学系部局を横断する国際展開力強化パッケージ。 ✓ 臨床系教員の研究力強化に資する新機軸として、数十名規模のPIに独立研究環境を提供する仕組み等の創設。
②全方位の国際化	● CGO(包括的国際化担当役員)によるトップマネジメント等による包括的国際化の推進 ● 日英公用語化・グローバル対応力のある経営スタッフの増強	✓ CGOの選考基準等の明確化。 ✓ 日英公用語化100%の達成や国際対応力のあるスタッフ比率の拡充に向けた移行計画。 ✓ 国際卓越都市に向けた行政との連携。
③活力ある新たな研究体制の確立	● PIを中心とした機動的な研究体制、テニュアトラック制度の普及や世界水準の処遇・評価等の人事システム	✓ 国際的に卓越した研究者や次世代を担う研究者の獲得に向けた「国際卓越人事トラック制度」の全学的整備。 ✓ 国際公募、ピアレビュー、テニュアトラックなどの全学における新たな教員人事マネジメントに関する移行計画。 ✓ 研究支援人材のエキスパート化と処遇強化。
④大学院変革・研究大学にふさわしい学部変革	● 「高等大学院」による大学院マネジメントの一元化、「ゲートウェイカレッジ」による国際共修環境の整備、「アドミッション機構」による入学者選抜の見直し	✓ 国際性・開放性を主眼とする教育システム改革（高等大学院・ゲートウェイカレッジ・アドミッション機構関連）のための施策パッケージについて、改革の工程を明確化。
⑤財務戦略の高度化、産学共創による収益の拡大方策	● 投資を呼び込み反転するSTIプラットフォームおよびサイエンスパーク事業 ● ボードレスに活躍する大学発スタートアップの拡大	✓ 重点戦略分野の選定など産学の共創事業拡大の基本戦略。 ✓ スタートアップの創出加速や投資・育成・回収に関する計画、知的財産収入拡大の基本方針。 ✓ エビデンスデータの戦略的活用による戦略的な資源配分マネジメント、CFOによる財務の高度化など。
⑥体制強化計画の実施が継続されるガバナンス体制の構築	● 多様なステークホルダーが参画する知識経営体	✓ 多様なステークホルダーの声を反映した大学経営等の新たなモデルを追求するガバナンス体制。

参考：有識者会議の審査の結果（1. 東北大学に対する審査について）

アドバイザリーボードは、令和5年8月30日に示した留保条件に対する東北大学の検討状況を、令和6年2月と5月に聴取の上審議し、**留保条件のいずれの事項についても計画の精査や具体化が図られており、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の水準を満たし得るものとの結論**に至った。

留保条件	東北大学における主な検討状況（✓）とアドバイザリーボードの主な所見（→）
①人文・社会科学系も含めた全学の研究力向上の道筋	✓ 分野別の丁寧な分析に基づく戦略的分野、複数の「リサーチクラスター」群における強化すべき方向性や主要な海外連携大学・人事戦略例の提示。人文社会科学の価値創造戦略や臨床系教員の研究力強化の具体化。 ✓ 初期・中堅キャリア研究者が独立した環境で挑戦できる機会拡大のため、従来型の講座制を独立した研究体制に移行し、全学的なテニュアトラック制度の展開を行うための具体的な移行計画の提示。 → 網羅性と重点分野への重点投資のバランスに留意しながら、着実に成果を出していくことを期待する。
②全方位の国際化	✓ 「包括的国際化担当役員(CGO)」の選考方針や、日英公用語化100%や国際対応力あるスタッフ拡充策について、具体の工程の提示。国際卓越都市に向けた行政との連携。 → CGOを組織全体として支え補完し合うことによる実行力や、海外人材受入れの学内外の体制整備に期待する。
③活力ある新たな研究体制の確立	✓ 国際公募・ピアレビュー・テニュアトラック等の教員人事マネジメントの全学展開、人材の採用・評価・研修等を担う「Human Capital Management部門」創設、研究支援人材とコアファシリティの一体的強化などの工程の具体化。 ✓ トップレベル研究者の獲得に向けて総長が戦略的にコミットするなど雇用条件の明確化。 → 採用基準や評価基準に対する学内の共通理解を促進し、学内統一的な取組として進めることが重要と考える。
④大学院変革・研究大学にふさわしい学部変革	✓ 「高等大学院」による大学院マネジメントの一元化、国際共修環境を整備する「ゲートウェイカレッジ」、戦略的學生リクルートや入学者選抜を総括する「アドミッション機構」の設置など、改革の工程の明確化。 → 特に学生への影響が大きい取組は、実効性を確認しつつ段階的に導入していくなどの配慮も重要と考える。
⑤財務戦略の高度化、産学共創による収益の拡大方策	✓ 重点戦略分野の選定やサイエンスパーク事業への投資等の基本戦略、スタートアップ支援システムの強化や投資戦略、知的財産収入拡大戦略、財政基盤強化策や資源配分方針の策定、体制整備の方策等の提示。 → データドリブンの経営変革・研究変革は東北大学の先進的な取組であり、高く評価する。
⑥体制強化計画の実施が継続されるガバナンス体制の構築	✓ 運営方針会議の機能や構成、執行機能と監督機能の役割分担の高度化、多様なステークホルダーの声を反映した大学経営等、新たなモデルを追求するガバナンス体制の具体策の提示。 → 特定の層に偏らず学内の意見も広く聞くことが、長期的に成果を出し続けるためにも必要な仕組みと考える。

【体制強化計画の期間】 東北大学の体制強化計画は、第Ⅰ期10年間、第Ⅱ期8年間、第Ⅲ期7年間の25年間。

毎年度、文部科学省が**書面によるモニタリング**を実施し、アドバイザリーボードは**マイクロマネジメントを避け**、各期のコミットメントの達成に向けて必要に応じて後押し。**マイルストーン評価では**、アドバイザリーボードがコミットメントの達成状況や次期計画等を確認し、**支援の継続の可否について厳格な結果責任を求める**。

参考：有識者会議の審査の結果（２．次回公募への期待）

国際卓越研究大学には**大学システム改革と研究力を向上する環境整備**が求められる一方、その具体の手段や道筋は多様であり、**画一的な取組を求めるものではない**。

審査において大学と丁寧コミュニケーションをとることが重要であり、次回公募への期待を述べる。

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力に関すること	✓ 具体的かつ検証可能な目標と実現可能性。 ✓ 優れた研究者確保に大学を挙げた取組。 ✓ 大学全体の研究力向上の実現に向けた説得力ある説明。 ✓ 採用・評価の基準や処遇について、基本的な考え方の整理。 ✓ 研究大学として有する学士課程から博士後期課程まで一貫した構想との整合。	✓ 管理運営の卓越性が研究者の負担軽減や研究時間確保につながる。 ✓ 人材の多様性の確保。 ✓ バランスの取れた指標設定。 ✓ 環境の変化に応じて重点課題・分野を特定し、資源配分を行うための仕組み。 ✓ 大学全体のビジョンに加えて、分野毎にその特性も考慮した戦略の提示。
②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略に関すること	✓ スタートアップ創出に向け、ビジネスデベロップメント人材などの専門家の配置。 ✓ 戦略的な資源配分のためのITシステムの構築と専門的なスタッフの人材確保。 ✓ 実行可能性に関する根拠や裏付け、適切なリスク評価とリスク軽減策の策定。 ✓ 資金調達と投資をバランスよく安定的に行うこと、資金運用のガバナンス体制の構築。	
③自律と責任のあるガバナンス体制に関すること	✓ 長期的な経営方針を確立するための継続的・安定的な合議制の機関。 ✓ 構成員の専門的知見が十分に発揮された熟議が行われる運営。 ✓ 事務組織と教員組織との間での意思決定機構や指示命令システムの整理。 ✓ 学内の発想を吸い上げ、経営陣が戦略的に資源配分する機動的で透明性のある仕組み。 ✓ 変革の継続に重要な、将来のリーダーとして成長を促す取組、評価するプロセス。	
④その他	✓ 変革に向け、時間軸を明確に定め、マイルストーンを設定し、実行すること。 ✓ 他機関等との連携について実現可能性の根拠の提示。 ✓ 最重要の目標や戦略、改革が実現可能な根拠、リーダーシップのもたらし方の明確化。	

【政府への期待】大学の好事例について社会への発信。各大学との対話を通じた規制改革等*の実施。日本全体の研究力発展を牽引する**多様で厚みのある研究大学群の形成**に向け、**政策全体を見通した戦略的な取組**。

*長期借入金や債券発行の対象経費の範囲の拡大(国)、大学運営基金の創設(国)、寄附税制の改正(国公私)、外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化(国)などをこれまでに実施

令和6年6月14日 盛山大臣閣議後記者会見

国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議において、一定の条件を付して認定候補としていた、東北大学について、対応状況を継続的に確認してきたところ、今般、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の水準を満たし得るものとの結論に至ったと報告を受けました。

今後、改正国立大学法人法が施行される10月以降、東北大学がガバナンス体制の整備を行った上で、国際卓越研究大学法に基づく手続きを経て、所管大臣として認定・認可の可否を判断する予定です。

有識者会議では、初回公募の振り返りも行い、次回公募に向けた期待をとりまとめていただいておりますが、次回の公募は、初回の国際卓越研究大学の認定後、令和6年度中の開始を予定しております。

＜参考1＞国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザリーボード）における審査の結果について（本文）

https://www.mext.go.jp/content/20240614-mxt_gakkikan-000036412_3.pdf

＜参考2＞東北大学 国際卓越研究大学体制強化計画第一次案の主な改訂内容

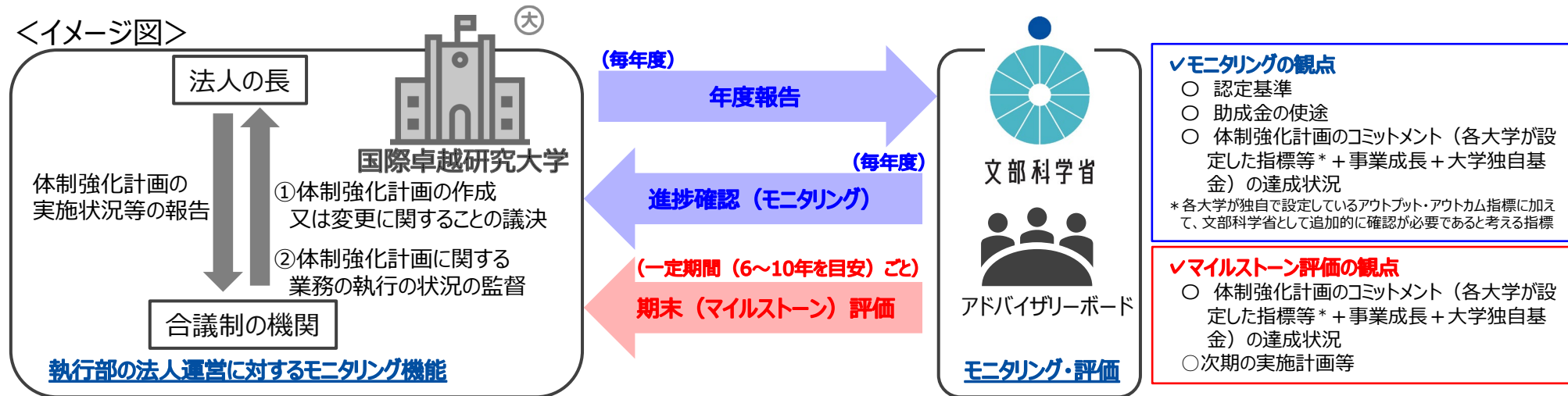
https://www.mext.go.jp/content/20240614-mxt_gakkikan-000036412_4-2.pdf

国際卓越研究大学のモニタリング・評価について

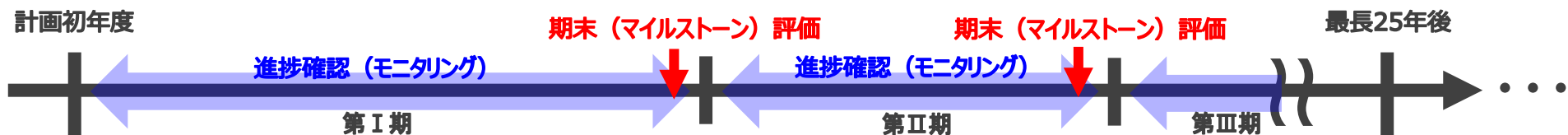
- **国際卓越研究大学は**、世界最高水準の研究大学の実現に向けて、「自律と責任のあるガバナンス体制」が求められており、国際卓越研究大学法第4条第3項第5号及び国際卓越研究大学法施行規則第2条第5項第1号ロの規定に基づき、**合議制の機関において、体制強化計画に関する業務の執行の状況の「監督」**を行う。
- **国際卓越研究大学は**、同法第9条及び規則第9条又は同法第10条の規定に基づき、**毎年度、体制強化計画の実施状況の概要や助成金の使途等について、文部科学大臣に「年度報告」**を行う。
- **文部科学省は**、コミットメントの達成状況等について、マイクロマネジメントを避け、**毎年度、年度報告を用いて書面により「進捗確認（モニタリング）」**を行うことを基本とし、**特段の問題がなければ、支援を安定的に実施**する。モニタリングにおいて、アドバイザリーボードの座長が、体制強化計画の円滑かつ確実な実施を確保するために要すると判断する場合等は、**必要に応じてアドバイザリーボードより大学に助言等**を行う。
- 体制強化計画の実施状況について、厳格な結果責任を求める観点から、審査の過程で決定する**一定期間（6年～10年を目安）ごとに、支援の継続可否に係る「期末（マイルストーン）評価」**をアドバイザリーボードにおいて実施※し、中長期的な観点から結果責任を問う。

※東北大学の体制強化計画の期間は、大学からの申請に基づき、第Ⅰ期（10年）、第Ⅱ期（8年）、第Ⅲ期（7年）の計25年間とし、期末（マイルストーン）評価の期間については、第Ⅰ期（10年間）及び第Ⅱ期（8年間）に対して、各期末に支援の継続可否にかかる評価を実施。

<イメージ図>



<スケジュール>



【令和5年度の運用実績】

令和5年度末時点での運用資産額は、約10.96兆円。

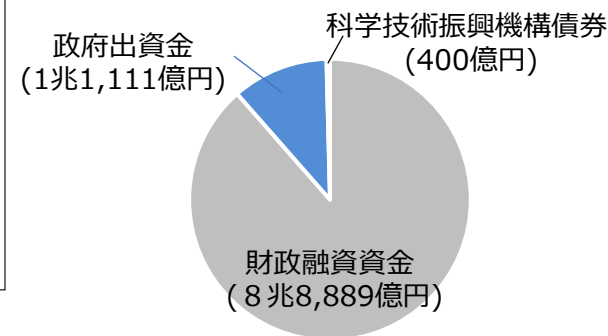
収益額は+9,934億円（元本比 +9.9%）、収益率は+10.0%。

運用初期の資本・負債構造を勘案し、高めのグローバル債券比率を維持する等リスクバランスを意識しつつ、ポートフォリオ構築を着実に推進。

※令和4年度：運用資産額約9.96兆円、収益額▲604億円（元本比▲0.6%）、収益率▲2.2%

【元本構成】

元本総額=10兆400億円



【令和5年度の決算における運用益】（助成財源の状況）

＜実現益＞

助成財源となる損益計算書上の「当期純利益」は +1,167億円

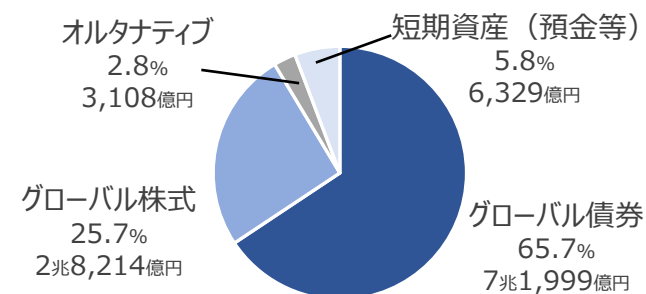
※将来の助成額は、損益計算書上の当期純利益（1,167億円）に、前年度のバッファ（資本剰余金）681億円を加えた1,848億円から、別途決定。

※なお、バッファとして3,000億円×2年間分＝6,000億円を計上するまでは、助成財源のうち1/3を上限に助成を行い、残りはバッファとして計上。

【資産構成割合】

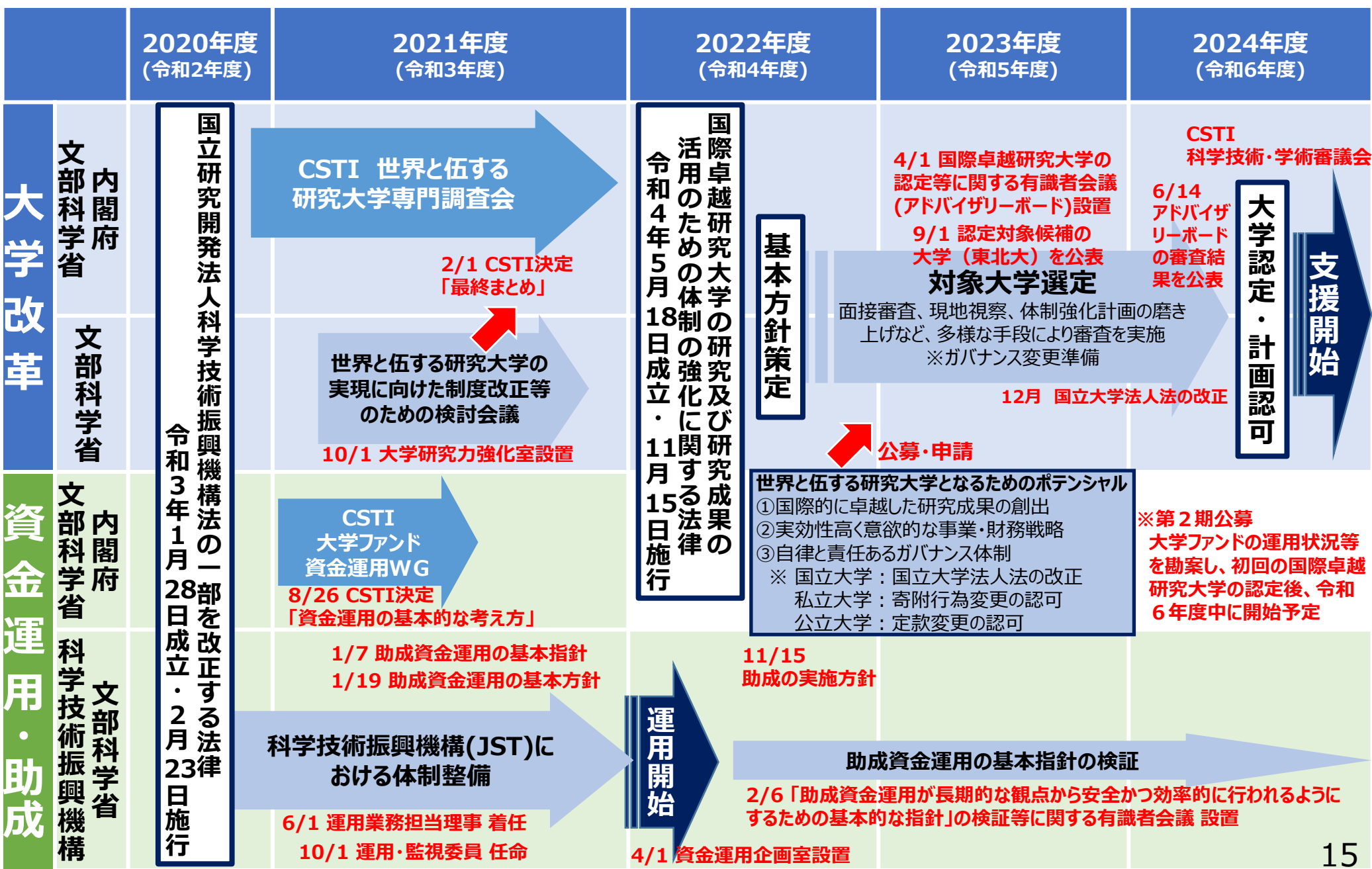
(2023(令和5)年度末時点)

運用資産額=10兆9,649億円



運用結果の要因：グローバル株式の資産価格の上昇、円安による外貨資産価格の上昇
（為替リスク低減のため為替ヘッジを実施しており、円安の環境下で得られうる為替のプラス効果が一部抑えられている）

参考：大学ファンドに関するスケジュール



1. 国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議
による審査結果について

2. 国際卓越研究大学法施行規則の改正及び基本
方針の改訂について

国際卓越研究大学法施行規則の改正 及び 基本方針の改訂について

1. 改正に係る経過

令和5年12月 国立大学法人法の改正

令和6年

3月7日 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者会合での審議

3月11日 大学研究力強化委員会での審議（国際卓越研究大学に求めるガバナンス体制について）

＜国際卓越研究大学の合議制の機関に求める主な事項＞

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①体制強化計画の議決と履行状況の監督 | ②構成員の大学の経営等に関する知識、能力、経験の確保 |
| ③執行部からの独立性、学内に対する客観性の担保 | ④法人の長に求められる知識、能力、経験の明確化 |

3月27日～5月6日 パブリックコメント（国際卓越研究大学法施行規則改正案及び基本方針改訂案）

・提出意見総数：20件

・意見の例：

- ✓ 合議制の機関による重要事項の議決と業務執行の監督の必要性に関するもの
- ✓ 合議制の機関の構成員に関するもの
- ✓ 執行部からの独立性・学内への客観性に関するもの（学内の構成員のみで議決が成立しない仕組み）

6月3日 パブリックコメントへの意見(20件)への文部科学省の見解を公表

6月3日 第73回総合科学技術・イノベーション会議への基本方針改訂案の意見聴取

6月3日 関係行政機関の長への基本方針改訂案の協議

6月14日 国際卓越研究大学法施行規則の改正、基本方針の改訂、施行通知の発出

（参考）関係資料

- ・パブリックコメント・意見募集の結果について<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000275574>
- ・国際卓越研究大学法に基づく基本方針(令和6年6月14日改訂)https://www.mext.go.jp/content/20240614-mxt_gakkikan-000017961_1.pdf
- ・国際卓越研究大学法施行規則の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第22号)https://www.mext.go.jp/content/20240614-mxt_gakkikan-000017961_4.pdf
- ・国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について(通知)(令和6年6月14日)
https://www.mext.go.jp/content/20240614-mxt_gakkikan-000017961_5-2.pdf

1. 経緯

- 法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保する等の観点から、運営方針会議の設置を規定した改正国立大学法人法が令和5年12月に成立（令和6年10月施行）。
- これを踏まえ、国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる認定要件を明確化し、国際卓越法施行規則や基本方針について必要な改正を行うことが必要。

2. 国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる事項

- 国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。
- このため、国際卓越研究大学に対しては、執行に関する監督機能や大学の運営に関する重要事項の決定に権限を有する合議制の機関の設置を求めることとしており、その認定に際しては、合議制の機関*について以下の事項を確認することとする（施行規則または基本方針に明記）。

*国立大学においては国立大学法人の運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会または評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置される合議制の機関

<合議制の機関の構成>

- ✓ 知識、能力、経験*をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。

*現行基本方針に示す大学の経営、法律、会計等の大学の運営に関連する重要事項に関するもの

- ✓ 申請大学が、構成員のスキル・マトリックスを開示し、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。
- ✓ 大学の運営に関する重要事項の議決について、執行部から独立していること及び学内に対する客観性が十分に担保されていること。

*執行部関係構成員のみや学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み（例えば、特別多数決の導入、執行部以外や学外構成員による賛成を議決の要件とする、構成員の相当程度（例：半数以上）を学外構成員とする、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とする等）を構築することが求められる

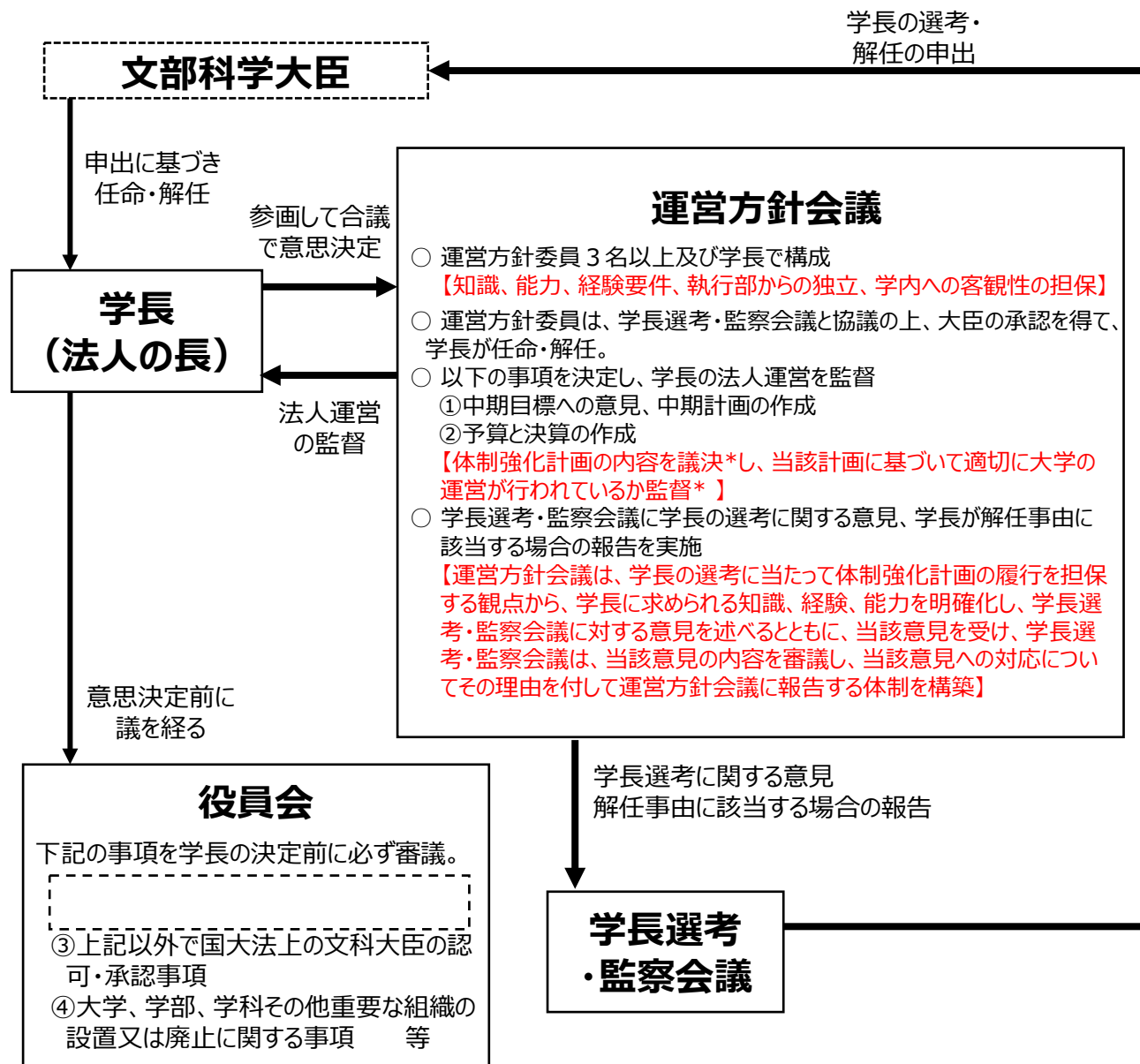
<合議制の機関の機能>

- ✓ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画（体制強化計画）等の大学の運営に関する重要事項を議決し、議決した事項の履行状況を監督すること。
- ✓ 上記の役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保する上で法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、必要な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

参考：国立大学が国際卓越研究大学となる場合に合議制の機関に求められる事項

R6. 3. 11
大学研究力強化委員会
(第14回) 配布資料

※赤字は、改正国立大学法人法が規定する運営方針会議に係る事項に加えて、国際卓越研究大学の認定要件として合議制の機関（運営方針会議）に求められる事項を示す。



*改正国立大学法人法では、運営方針会議の議決により決定できる事項は法定の運営方針事項に限定されており、体制強化計画を含め運営方針事項以外は学長が決定することとなる。ただし、法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保するという運営方針会議の設置趣旨を踏まえれば、学長の決定に先立ち、学長が主体的に運営方針会議に対し、体制強化計画に関する議決を求めることは可能であり、国際卓越研究大学の認定要件としてこれを求めることとする。監督権限についても、国立大学法人法上では運営方針事項に限定されているが、学長が主体的に報告し、求めに応じることは可能であり、国際卓越研究大学の認定要件としてこれを求めることとする。